

## 役員報酬等の基準

## 1 役員報酬の基準

## ■ 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

## (1) 報酬月額の上限

区 分	報酬月額の上限
理 事 長	790 千円
副理事長	640 千円
理 事	640 千円

## (2) 期末手当

県特別職の例により支給する。

## (3) 通勤手当

法人職員の例により支給する。

## ■ 非常勤役員（非常勤の理事、監事）

## (1) 報酬額

区 分	報酬（日額）
理 事	30 千円
監 事	30 千円

## (2) 通勤手当

法人職員の旅費支給の例により支給する。

## 2 退職手当の基準

## (1) 退職手当の額

在職期間1年につき、報酬月額1ヶ月分の退職手当を支給する。

（6ヶ月以上は1年とし、6ヶ月未満は切り捨てる。）

## (2) 退職手当の特例

- ① 法人職員から引き続いて役員となった場合は、役員の在職期間を含めて法人職員の在職期間とみなし、法人職員として退職した場合の額を支給する。
- ② 役員のうち、県を勸奨または定年によって退職した者には、退職手当を支給しない。

## 参 考

### ◆ 役員報酬等に関する規定 [地方独立行法人法第48条]

特定地方独立行政法人役員に対する報酬及び退職手当は、

- ① 役員が業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 法人が支給基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員が報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

### ◆ 報酬にかかる基本的な考え方

- ① 上限を設定した上で、役員が経歴等を勘案し、設立団体である県と協議のうえ、報酬月額を決定する。
- ② 特定地方独立行政法人の役員は、特別職の地方公務員であることから、県の特別職の例により、期末手当を支給する。

### ◆ 報酬月額の上限の考え方

- 特定地方独立行政法人の役員は地方公務員の特別職である。
- 特定地方独立行政法人は、労使関係において、県企業局と同様「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の適用を受ける。

- ① 理事長の報酬月額の上限を、公営企業管理者を基礎に、法人の規模及その他の県特別職との均衡等を考慮し設定
- ② 副理事長及理事の報酬月額の上限を、理事長及びその他の県特別職との均衡等を考慮し設定

### ◆ その他の報酬等について

先行団体の例により支給する。